

令和8年度

交通事故被害者のご家族への援護金のしおり

公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金

公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金では、交通遺児等の援護を目的として寄せられた善意の寄附金を、援護金及び援護一時金として交通遺児等に給付しています。

※交通遺児等…交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により保護者が死亡又は重い障害（概ね身体障害者手帳の基準で1～3級相当の障害）を負った保護者に養育されている子供

援護金

※返還する必要はありません。

I 給付対象の子供

埼玉県内に在住する乳幼児並びに小・中・高等学校及び各種学校等に在学する平成20年4月2日以降に生まれた交通遺児等で、下表に掲げる世帯に属する者

給付対象の子供の人数	同居世帯の総所得額
1人	2,740,000円以下
2人	3,120,000円以下
3人	3,500,000円以下
4人	3,880,000円以下
5人以上	4,260,000円以下

II 給付額

子供1人につき

100,000円

III 給付時期

令和9年5月上旬（令和9年4月末までに「給付決定通知書」を送付します。）

IV 給付の申し込み期限（消印有効）

令和9年1月29日（金）まで

V 申し込みに必要な書類

- 交通遺児等援護金給付申請書（様式第1号）
 - 反社会的勢力でないことの表明・確約書（様式第2号又は様式第3号）
 - 交通事故証明書
 - 死亡若しくは負傷したことの原因が交通事故であることが分かる医師による書類
 - 世帯全員の住民票の写し
※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
申請日前3か月以内に発行されたもの
 - 給付対象の子供を除く世帯全員の課税証明書又は非課税証明書（令和8年度証明書（令和7年所得分））
※非課税証明書については、なるべく所得金額が記載されているものをお願いします。
 - 高等学校、各種学校等に在学する子供については在学証明書
 - 保護者が重い障害を負ったことを理由として申請する場合は、障害を証明する書類
- ※証明書・書類は写し（コピー）でも可

VI 過去に給付を受けたことのある方

現況確認をさせていただきますので、お手元に確認書（令和8年11月下旬送付予定）が届きましたら、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、ご返送ください。なお、審査の結果により、支給が停止される場合があります。

なお、申請された事項に変更が生じた場合は、みずほ信託銀行 ウェルスマネジメント推進部
信託業務開発チーム（公益信託事務局）
（☎03-6631-7638）までご連絡ください。

様式第1号

交通遺児等援護金給付申請書

年 月 日

(あて先)

公益信託埼玉県交通安全対策協議会
交通遺児援護基金

(委託者)

埼玉県交通安全対策協議会

(受託者)

みずほ信託銀行株式会社

申請者氏名

交通遺児等援護金の給付について、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

1 申請者（現在の保護者）

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒	電話番号	()
給付対象の 遺児等の人数		人 遺児等 との続柄	

2 交通事故にあった保護者

ふりがな 氏名		当時の 年齢	歳	遺児等 との続柄		申請者との 続柄	
事故の 日時・場所	年 月 日 都道府県	午前・午後	時 分頃	市・郡	町・村	丁目	番地先道路上 (警察署管内)
事故の状況	死亡・重度障害・その他 ()						

3 遺児等

ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
学校名 (学年)		学校 (学年)	事故にあった 保護者との続柄		
ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
学校名 (学年)		学校 (学年)	事故にあった 保護者との続柄		
ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
学校名 (学年)		学校 (学年)	事故にあった 保護者との続柄		
ふりがな 氏名		生年月日	年	月	日
学校名 (学年)		学校 (学年)	事故にあった 保護者との続柄		

4 振込先

振込口座	銀行・信用金庫・農協・その他	支店
口座番号	普通・当座 No.	
ふりがな 口座名義		

【添付書類】

- (1) 交通事故証明書 (写)
- (2) 死又は負傷したことの原因が交通事故であることが分かる医師による書類 (写)
- (3) 世帯全員の住民票 (写)
 - ※ 個人番号 (マイナンバー) の記載がないもの
 - ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの
- (4) 給付の対象となる遺児等を除く世帯全員の課税証明書又は非課税証明書
- (5) 高等学校、各種学校等に在学する遺児等については在学証明書
- (6) 遺児等が申請日において18歳未満の場合、反社会勢力でないことの表明・確約書 (遺児等が18歳未満の場合) (様式第2号) ※遺児等が複数の場合は、それぞれのもの
 遺児等が申請日において18歳の場合、反社会勢力でないことの表明・確約書 (遺児等が18歳の場合) (様式第3号) ※申請者及び遺児等それぞれのもの
 ただし、申請年度において、交通遺児援護一時金の申請の際に提出している場合を除く。
- (7) 保護者が心身に著しい障害があることを理由として申請する場合は障害の程度を証明する書類 (次の書類からいずれか1つ)
 - ア 身体障害者手帳 (1～3級) : 身体障害者手帳 (写)
 - イ 自動車損害賠償責任保険 (1～4級) : 自動車損害賠償責任保険等級認定通知書 (写)
 - ウ 児童扶養手当 : 児童扶養手当証書 (写)
 - エ 障害年金 (1級) : 年金証書 (写)

援護一時金

※返還する必要はありません。

I 給付対象の子供

埼玉県内に在住する原則令和7年4月1日以降に交通遺児等となった者
(交通遺児等になった日現在18歳以下)

II 給付額

子供1人につき **100,000**円 (1回のみ)

III 給付時期

令和8年11月上旬又は令和9年5月上旬
(令和8年10月末又は令和9年4月末までに「給付決定通知書」を送付します。)

IV 給付の申し込み期限 (消印有効)

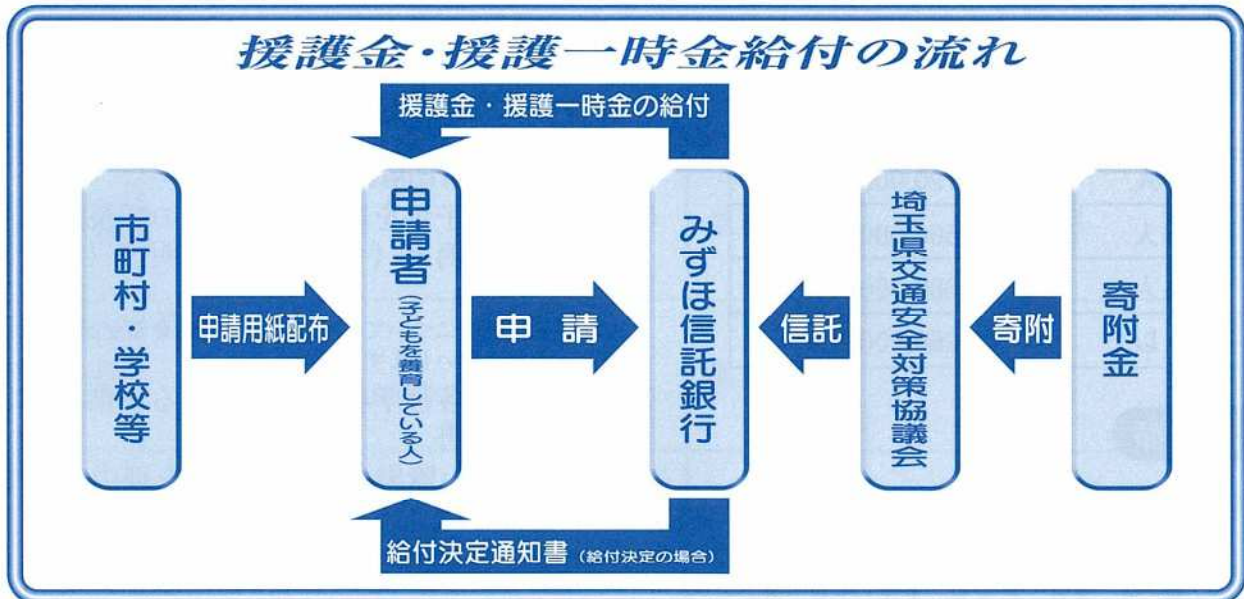
令和8年8月31日(月)まで(令和8年11月支給分)
令和9年2月26日(金)まで(令和9年5月支給分)

V 申し込みに必要な書類

- 交通遺児等援護一時金給付申請書(様式第1号)
- 反社会的勢力でないことの表明・確約書(様式第2号又は様式第3号)
- 交通事故証明書
- 死亡若しくは負傷したことの原因が交通事故であることが分かる医師による書類
- 世帯全員の住民票の写し
※個人番号(マイナンバー)の記載のないもの、申請日前3か月以内に発行されたもの
- 保護者が重い障害を負ったことを理由として申請する場合は、障害を証明する書類
※証明書・書類は写し(コピー)でも可



援護金・援護一時金給付の流れ



● 申請書の提出先

みずほ信託銀行株式会社 ウェルスマネジメント推進部 信託業務開発チーム (公益信託事務局)

〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3 ☎03-6631-7638

※本基金は個人情報をもとに、援護金候補者ならびに援護一時金候補者の選考のために必要な範囲において取扱い、その範囲を超えて使用することは一切ありません。

● 問合せ先

埼玉県交通安全対策協議会 ☎048-825-2011

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 ☎048-830-2955

※市町村にも同様の援護制度がある場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

様式第1号

交通遺児等援護一時金給付申請書

年 月 日

(あて先)

公益信託埼玉県交通安全対策協議会
交通遺児援護基金

(委託者)

埼玉県交通安全対策協議会

(受託者)

みずほ信託銀行株式会社

申請者氏名

交通遺児等援護一時金の給付について、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

1 申請者（現在の保護者）

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒	電話番号	()
給付対象の 遺児等の人数		人	遺児等 との続柄

2 交通事故にあった保護者

ふりがな 氏名	当時の 年齢	歳	遺児等 との続柄	申請者との 続柄
事故の 日時・場所	年 月 日	午前・午後	時 分頃	丁目
	都道府県	市・郡	町・村	番地先道路上 (警察署管内)
事故の状況	死亡・重度障害・その他 ()			

3 遺児等

ふりがな 氏名	生年月日	事故にあった 保護者との続柄
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

4 振込先

振込口座	銀行・信用金庫・農協・その他	支店
口座番号	普通・当座 No.	
ふりがな 口座名義		

【添付書類】

- (1) 交通事故証明書（写）
- (2) 死亡又は負傷したことの原因が交通事故であることが分かる医師による書類（写）
- (3) 世帯全員の住民票（写）
 - ※ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
 - ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの
- (4) 遺児等が申請日において18歳未満の場合、反社会勢力でないことの表明・確約書（遺児等が18歳未満の場合）（様式第2号）※遺児等が複数の場合は、それぞれのもの
 遺児等が申請日において18歳の場合、反社会勢力でないことの表明・確約書（遺児等が18歳の場合）（様式第3号）※申請者及び遺児等それぞれのもの
 ただし、申請年度において、交通遺児援護金の申請の際に提出している場合を除く。
- (5) 保護者が心身に著しい障害があることを理由として申請する場合は障害の程度を証明する書類（次の書類からいずれか1つ）
 - ア 身体障害者手帳（1～3級）：身体障害者手帳（写）
 - イ 自動車損害賠償責任保険（1～4級）：自動車損害賠償責任保険等級認定通知書（写）
 - ウ 児童扶養手当：児童扶養手当証書（写）
 - エ 障害年金（1級）：年金証書（写）

反社会的勢力でないことの表明・確約書(遺児等が 18 歳未満の場合)

(あて先)
公益信託埼玉県交通安全対策協議会
交通遺児援護基金

- 1 私及び遺児等は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 私及び遺児等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社の信用を毀損し、または信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 私及び遺児等は、自らが暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、受託者からの通知によりこの公益信託からの給付金の交付が停止・廃止されても一切の異議を申し立てず、また、公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金給付規程の定めにかかわらず、受託者からの求めに応じて、既にこの公益信託から受給した給付金の全額を直ちにこの公益信託に返還いたします。また、これにより費用または損害が生じた場合でも、私及び遺児等の責任として、賠償ないし補償を求めないものといたします。

年 月 日

【申請者】

住 所 〒 -

氏 名

(生年月日 年 月 日)

【18 歳未満の遺児等】※申請者が記載してください。

住 所 〒 -

氏 名

(生年月日 年 月 日)

※遺児等が 18 歳未満の場合に、申請者が作成し、提出してください。

反社会的勢力でないことの表明・確約書(遺児等が 18 歳の場合)

(あて先)

公益信託埼玉県交通安全対策協議会

交通遺児援護基金

- 1 私は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して暴力団員等であることを知りながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社の信用を毀損し、または信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 私は、自らが暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、受託者からの通知によりこの公益信託からの給付金の交付が停止・廃止されても一切の異議を申し立てず、また、公益信託埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金給付規程の定めにかかわらず、受託者からの求めに応じて、既にこの公益信託から受給した給付金の全額を直ちにこの公益信託に返還いたします。また、これにより費用または損害が生じた場合でも、私の責任として、賠償ないし補償を求めないものといたします。

年 月 日

【申請者又は遺児等】

住 所 〒

氏 名

(生年月日 年 月 日)

※遺児等が 18 歳の場合に、申請者及び遺児等がそれぞれ作成し、提出してください。